

令和 5 年 1 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 5 年 1 月 12 日	午後 3 時 2 分
	閉 会	令和 5 年 1 月 12 日	午後 3 時 20 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 安 岡 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

千 委 員 藤 本 委 員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

坂田 教職員人事課長

芝 崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

12月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第1号議案 技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 技能労務職員の給与等に関する規則及び会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部を改正する規則の制定について、教育長の臨時代理議決を行ったので報告する。

本件については、一般職の常勤職員の給与改定との均衡を図るため、規則を一部改正するものである。

まず、技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正から報告する。

資料は、1－9頁の新旧対照表を御覧いただきたい。

今年度の府人事委員会の勧告を受け、一般職の常勤職員については、先の12月府議会に職員の給与等に関する条例等の一部改正案が提出され、可決・成立している。

技能労務職員の給与については、改正された条例の適用を受けず、教育委員会規則で定められており、一般職の常勤職員と同様の改定を行うため、同規則を一部改正するものである。

続いて、会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部改正について報告する。

資料は、1－14項の新旧対照表を御覧いただきたい。

会計年度任用職員の報酬については、常勤職員の給料表の号給の額に基づいて決定しているため、府人事委員会勧告に基づき、常勤職員の給料表が改定される場合は、会計年度任用職員の報酬についても同様に改定することとなる。

ただし、同改定については、令和4年4月に遡及するのではなく令和5年度からの実施となるため、その規定も含めて規則の一部を改正するものである。

本来であれば、規則等の改正については教育委員会での議決を要するが、職員の給与等に関する条例の一部改正に係る条例の府議会での議決が去る令和4年12月23日に行われ、それに伴う本件規則改正について教育委員会の議決を得る暇がないことから、教育長の臨時代理議決により対応したものである。

【質疑応答】

○ 小畑委員

技能労務職員とはどのような職員か。

- 石澤総務企画課長
技能労務職員については、教育委員会事務局には該当者はいないが、学校現場では調理員、用務員等が該当し、府立学校においては現在134名が在籍している。そのほか、府では自動車運転手、電話交換手等の職員を技能労務職員として採用している。
- 小畑委員
技能労務職員の給与は、教職員の給与改定と同じ率で改定されると理解してよいのか。
- 石澤総務企画課長
常勤の教職員については条例に基づいて給与改定され、技能労務職員については今回の規則改正により、同様の方法で改定される。
- 小畑委員
会計年度任用職員とは、いわゆる有期雇用の職員ということか。
- 石澤総務企画課長
御指摘のとおり、会計年度任用職員については会計年度ごとに任用を行い、毎年度任用することが生じ得る。
- 小畑委員
会計年度任用職員の報酬改定は、令和4年4月に遡及せず、令和5年度からの実施となれば、1年遅れということか。
- 石澤総務企画課長
会計年度任用職員の報酬改定については、従来から一般職の常勤職員に係る給与改定の翌年度に適用する取扱いとしている経過があり、今回も当該経過に合わせ、令和5年4月1日からの適用となっている。
- 小畑委員
教員で言えば、非常勤講師は会計年度任用職員に当たるのか。
- 石澤総務企画課長
そのとおりである。

(4) 議決事項

ア 第2号議案 府立学校教職員の懲戒処分について【非公開】

[原案どおり可決]

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第4号)

議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告